○内閣府告示第三百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道積丹郡積丹町

二　地域再生計画の名称　1次産業と観光産業の連携による積丹町の地域振興と雇用創造事業～未来へつなぐ積丹町の「ひとづくり」「まちづくり」～

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道積丹郡積丹町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　大崎市

二　地域再生計画の名称　宝の都（くに）づくりプロジェクトによる復興推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　大崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県中新川郡上市町

二　地域再生計画の名称　地域親交～かみいちもんの元気雇用創出プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　富山県中新川郡上市町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県、尾鷲市及び熊野市並びに三重県北牟婁郡紀北町並びに南牟婁郡紀宝町

二　地域再生計画の名称　東紀州における地域の協創に基づいた、新たな観光資源の開発による雇用機会の増大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　尾鷲市及び熊野市並びに三重県北牟婁郡紀北町並びに南牟婁郡御浜町及び紀宝町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　箕面市

二　地域再生計画の名称　自然とふれあう緑豊かな健康まちづくり地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　箕面市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　6次産業総合推進事業（四の六）及び地域公共交通確保維持改善事業（四の六）

○内閣府告示第三百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取市

二　地域再生計画の名称　「快適・環境都市　鳥取」雇用創造プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　雲南市

二　地域再生計画の名称　市民総がかりで「たたらの里山再生」に挑戦！！～自立型地域経済圏の確立に向けたふるさと産業の創出～

三　地域再生計画の区域の範囲　雲南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇部市

二　地域再生計画の名称　『うべまるごと元気』プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　宇部市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　美馬市

二　地域再生計画の名称　ええね美馬！地域ビジネスの創出による地域活性化・雇用創出プロジェクト～活力がみなぎるまちづくり「四国のまほろば美馬市」の実現を目指して～

三　地域再生計画の区域の範囲　美馬市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県三好郡東みよし町

二　地域再生計画の名称　碧（みどり）なす大空と大地と大河の恵を活かした、地域特産品のブランド化と滞在型観光の推進による雇用の創出

三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県三好郡東みよし町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）